

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社三興組	香川県観音寺市豊浜町姫浜161-1

### 2. 指名停止措置期間

令和8年2月27日 から 令和8年3月26日 まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

四国地方整備局香川河川国道事務所発注の「令和6-7年度 本山橋架替本山甲地区外改良工事」において、バックホウのアームにより架空線を切断し、通信サービス利用者に多大な影響を与えた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号に該当する。

### 指名停止措置要領 別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

#### 問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士

・事実概要における「令和6-7年度 本山橋架替本山甲地区外改良工事」について

四国地方整備局 香川河川国道事務所

副所長（道路） 横田 直紀 087-821-1561（代表）

○工務第二課長 阿部 浩之 087-821-1620（直通）